

令和8年度沖縄DX推進支援事業委託業務企画提案仕様書

- 1 委託事業名 令和8年度沖縄DX推進支援事業
- 2 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

令和8年度沖縄DX推進支援事業（以下、「本事業」という。）は、県内の各産業の企業・団体とIT企業が連携して実施する、データを活用した業務効率化やビジネス変革、業界の課題解決に向けた取組など、取組内容に応じたDX推進への支援を通じて、県内産業のDXの加速化を図り、本県における企業の稼ぐ力を強化することを目的とする。

4 委託業務の内容

県内企業のDXに向けた取組を加速化し、企業の稼ぐ力の強化に繋げていくため、DXを推進する県内企業に対して、本委託業務の受託者（以下、「受託者」という）は以下に掲げる業務を行う。

(1) DX相談窓口に係る業務

県内企業がDX推進に際して、気軽に相談できる常設の相談窓口（対面オンライン等の形式は問わない）を設け、相談内容に応じてDX推進に向けた簡易的な助言を行うほかDX支援機関連携促進事業で採択されたコンソーシアムへ紹介し、DX推進計画策定等の支援に繋げるなど、国、県、市町村等が実施するDX支援施策を案内すること。

(2) 沖縄DX推進支援事業補助金に係る業務に関すること

本事業の補助金に対応する事務局として、以下に掲げる業務を行う。

ア DX推進支援補助金の公募

公募に係る一式書類（応募要領、応募様式、審査基準、審査要領等）を沖縄県と調整し作成する。

公募スケジュール（公募開始時期から採択候補者の決定・通知までにかかる一切の対応に関するスケジュール）を沖縄県と調整のうえ、本事業用のHP等で公募する。

イ 周知及び広報

令和4年度から6年度の沖縄DX促進支援事業（以下、「過年度事業」という。）で計画策定支援を活用した事業者（※）や令和7年度以降に本補助事業の活用によってDXの取組として優良な効果が見込まれる事業者の訪問、web・新聞広告等の実施、DX支援機関（金融機関、ITベンダ、商工会・商工会議所・中央会、コンサルタント等）と連携した説明会の開催・広報等を実施する。

※過年度事業を活用した事業者については、別途沖縄県から共有する。

ウ 事業者対応

本事業に対する全般的な問い合わせ、応募を検討する事業者からの照会や事前相談（1回以上の相談実施を応募の必須要件とする。）について対応する。

エ 応募書類の受付・とりまとめ

事業者から提出される応募書類について、受付期限内に事務局都合による遅滞なく受領し、受付締め切り後は速やかに申し込み状況等を沖縄県へ報告する。

オ 審査委員会の運営

審査委員会の運営に必要となる一切（事前説明・当日資料の作成、委員選定及び委嘱手続き、応募者との事前調整（プレゼン時間等）、委員への事前説明、会場準備（会場賃借、設備手配等を含む）、委員会当日対応、委員への謝金支払い、結果とりまとめ・報告等）について対応する。

カ 採択事業者の取組支援

事務処理要領の作成、補助金交付申請書作成から交付決定までにおける沖縄県及び採択事業者との連絡・調整、中間検査及び額の確定検査の立会い等、補助事業期間を通して採択事業者に対する随時の支援及び附随する定期的な報告を行う。

採択事業者（11 者予定）の現地訪問及び web 会議ツールを活用し、補助事業実施期間中における DX 取組支援（石垣、宮古等の離島も含む）を行う。

なお、現地訪問については、中間検査、額の確定検査の計 2 回を必須とする。

キ 過年度支援事業者に対するフォロー等

過年度事業において、補助金や計画策定支援を活用した事業者（※）を訪問し、アンケートによる聞き取りや事後フォローを実施する。

なお、過年度事業の補助金活用事業者のフォローに際しては、労働生産性の向上（過年度事業活用前と活用（1 年）後の比較において労働生産性 1 % 向上）が達成されていることを確認し、未達成の事業者については翌年度の達成に向けて沖縄県が実施する DX 関連事業の案内、支援機関への紹介等の追加フォローを実施する。

これらのフォロー状況や労働生産性の状況について、沖縄県へ報告する。

※過年度事業を活用した事業者については、別途沖縄県から共有する。

【参考】

沖縄 DX 推進支援事業補助金の概要

企業の「稼ぐ力」の強化に向けて、全産業の生産性向上を図るため、県内の IT 企業と各産業の企業・団体が連携して実施する、データを活用した業務効率化やビジネス変革、業界の課題解決に向けた取組など、取組内容に応じた DX 推進への支援を実施する。

①データ利活用型

データを活用した業務効率化等に向けた取組に対する補助

採択予定件数：8 件、補助上限額：800 万円、補助率：3 / 4

②DX 推進型

企業変革や新商品開発等に向けた取組に対する補助

採択予定件数：5 件、補助上限額：1,000 万円、補助率：9 / 10

③業界支援型

業界の課題解決に向けた各種団体等の取組に対する補助

採択予定件数：1 件、補助上限額：1,000 万円、補助率：9 / 10

(3) DX 取組状況調査に関する業務

県内企業における DX への取組状況を、産業別、従業員別、資本金規模別、地域別など定量的に分析する。

具体的には令和 4 年度に沖縄県が実施した調査（沖縄 DX 促進支援事業）と同様な条件（対象企業、アンケート項目等）でアンケート調査を行い、現状を把握するとともに経年変化を示すことで、これまでの施策や現状を踏まえた課題への対応策を整理すること。なお、令和 4 年度の調査項目に加え、県内企業の DX の取組状況を把握するために必要な調査項目を適宜追加し、それらも含めて幅広く分析を行うこと。

(4) 県内 IT 関連企業等が保有する技術やサービス、IT を活用したビジネスモデル等（以下「IT ソリューション」という。）の活用支援（沖縄イノベーション・マッチングサイト Industlink（以下「Industlink」という。）管理運営等）に関すること

ア 24 時間 365 日アクセス可能な状態を保つよう努めること。また、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ、定期的なバックアップ等を適切に行うこと。

障害が発生した場合は、原則 3 営業日以内に障害の原因や対応策などを県に報告するとともに、早急な復旧に努めること。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。

イ 沖縄県が構築した Industlink の管理運営（サーバー使用料、保守運営費（軽微な改修を含む）等の管理運営に係る一切の経費支出）を行うとともに、Industlink に情報を掲載した事業者等（以下「情報掲載事業者」という。）の同意を得た上で、Industlink に IT ソリューションに関する情報を登録する。

ウ 情報掲載事業者からの申請や事後確認等により掲載情報の追加、変更、削除を行うなど、定期的にデータベースの更新を行い、掲載情報を正確かつ最新の状態とするよう努める。

エ 県内 IT 関連企業等が保有する IT ソリューションに係る情報を収集するほか、企業の課題別及び業界別 IT ソリューション活用イメージの紹介、Industlink 掲載のソリューションの具体的な活用事例の掲載など、サイト利用者と IT ソリューションのマッチング促進に繋がるよう、サイト内コンテンツの充実化を図る。

オ その他 Industlink の有効活用等に関する検討を行う。

(5) その他本事業の実施のために必要な業務に関すること

ア 委託業務全体の進捗管理及び報告のため、沖縄県との間で対面または web 会議ツール等による定期ミーティングを開催する。

イ 沖縄 DX 推進支援事業補助金の取組事例を広く県内に周知することや県内産業の DX に対する意識・理解の向上を目的として、広く一般参加も可能な成果報告会を開催する。（採択事業者調整等の事前準備、会場準備、報告会当日対応等の一切を対応する。）

ウ 企業及び関係機関を訪問して本事業や Industlink の活用に向けた PR 活動を企画・実施するほか、事業成果の周知等、本事業の円滑な実施のために必要な業務を行う。

また、沖縄県が実施する他の DX 関連の事業と連携して事例の周知等を図る。

5 委託業務の目標

本委託業務における目標は以下のとおりとする。

受託者においてはこれらの目標達成に向けて、補助金の周知及び広報、並びに採択事業者

対する取組支援や Industlink の利活用促進に取り組むこと。

- (1) 補助金採択事業者数：14 社
- (2) 業務効率化やコスト削減達成事業者数：7 社

6 成果物

- (1) 本委託業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。
委託業務報告書 電子データ（PDF 形式及び Word 形式）
- (2) 提出期限は、令和 9 年 3 月 31 日（水）とする。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
- (4) 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 委託業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる一切の経費は受託者の負担とする。
- (6) 成果物については、沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
 - エ 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

7 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることは

できない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○再委託により履行することのできる業務の範囲 契約金額の50%を超えない業務 その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務 |
|--|

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○その他、簡易な業務の範囲 資料の収集・整理 複写・印刷・製本 原稿・データの入力及び集計 その他、沖縄県が簡易と決定した業務 |
|---|

8 その他

- (1) 事業の進捗状況を毎月沖縄県に報告すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、用途を明らかにすること。
- (3) 前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議すること。